

社会福祉法人 北海道中央病院
費用弁償及び報酬に関する規程

沿革 昭57. 12. 21制定 昭60. 5. 10改正
平 2. 4. 1改正 平18. 3. 29改正
平20. 4. 1改正 平29. 4. 1改正

(目 的)

第1条 この規程は法人の役員等が、法人の用務により会議等に出席した場合の費用の弁償並びに報酬について定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、非常勤の理事（理事長を含む）、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員をいう。

(費用弁償の額)

第3条 役員等が会議等の招集に応じ、出席したときは、別表1に定める金額を支給する。

2 常勤の理事（理事長を含む）、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員には、費用弁償を支給しない。

(報 酬)

第4条 役員等には常勤・非常勤を問わず報酬は支給しない。

(支払方法)

第5条 費用弁償については、会議等の都度、現金をもって支払いする。

附 則

この規程は、昭和57年度分の費用弁償より適用する。

附 則

この規程は、昭和60年5月10日より施行し、昭和60年度の費用弁償、報酬より適用する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。ただし、評議員選任・解任委員会の外部委員については平成29年3月1日より施行する。

別表1（第3条）

区 分	日 当	備 考
理 事	5,000円	
監 事	5,000円	
評 議 員	5,000円	
評議員選任・解任 委員会の外部委員	5,000円	

平成29年4月1日改正